

土地区画整理事業に対する補助金交付要綱

第1 目 的

この要綱は、東京都土地区画整理事業助成規程(平成6年東京都告示第347号)(以下「助成規程」という。)に基づき公共施設の整備改善及び土地区画整理事業の推進を図るため、都市計画区域内において土地区画整理事業を施行する者(以下「施行者」という。)に対し、知事が交付する補助金の補助対象者、補助対象事業、補助率その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2 補助対象者

補助対象者は、次に掲げるものとする。ただし、(1)から(3)までに掲げる施行者で、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)(以下「法」という。)第4条、第10条、第14条、第39条、第51条の2及び第51条の10に規定する認可を区又は市の長から受けた者(以下「区市長認可に係る施行者」という。)については、第2の2に規定する承認を受けた者に限る。

- (1) 法第3条第1項の規定により施行する個人施行者(施行地区内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者又はその同意を得た者が、数人共同して施行する場合に限る。)
- (2) 法第3条第2項の規定により施行する土地区画整理組合
- (3) 法第3条第3項の規定により施行する株式会社(以下「区画整理会社」という。)
- (4) 法第3条第4項及び第5項の規定により施行する区市町村
- (5) 法第3条の2第1項の規定により施行する独立行政法人都市再生機構(ただし、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第14条第1項及び第2項に基づく土地区画整理事業を施行する場合に限る。)

第2の2 実施計画の承認

- 1 区市長認可に係る施行者が、補助金の交付を受けようとするときは、知事と事前に十分協議の上、事業計画決定後直ちに、第1号様式に法第6条(第14条及び第51条の4の規定により準用する場合も含む。)の規定により定めた事業計画を添付して、実施計画の承認を知事に申請する。
- 2 知事は、前項による申請があったときは、実施計画書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたものについては、速やかに承認し、第2号様式により申請者に通知する。
- 3 施行者は、事業計画の変更等に伴い、承認を受けた実施計画の変更を行う必要が生じた場合は第1項に準じて実施計画変更の申請を行い、知事の承認を受けるものとする。

第3 補助対象事業費

助成規程第3条第1項に規定する補助対象とする経費は次に掲げる経費とし、補助対象事業経費の範囲については「土地区画整理事業に対する補助金の実施細目」に定める範囲とする。

(1) 物件移転補償費

同項第1号に規定する都市計画として決定された公共施設(決定が予定されているものを含む。)に係る物件の移転及び除却に係る経費

(2) 工事費

同項第1号に規定する都市計画として決定された公共施設(決定を予定されているものを含む。)の工事に係る経費。ただし、運河及び河川法(昭和39年法律第167号)第100条の規定により同法中二級河川に関する規定が準用される河川の工事費は

除く。

(3) 用地費

同項第2号に規定する土地区画整理事業に係る経費

第4 補助の限度及び補助率等

- 1 第3(1)及び(2)に掲げる事業における補助の限度は、その事業に要する経費とする。
- 2 第3(3)に掲げる事業における補助の限度は、都市計画として決定された公共施設(決定が予定されているものを含む。)に係る用地の地積から別表(1)に掲げる地積を除いた地積の評価額に相当する額とする。
- 3 前項に掲げる評価額の算定方法については、「土地区画整理事業補助金用地評価額算定要領」に定めるところによる。
- 4 第3に掲げる公共施設が市町村の管理に帰属するものについては、それぞれの経費の額の2分の1を限度とする。
- 5 第1項及び第2項により補助する場合において、国の社会資本整備総合交付金若しくは補助金等他の地方公共団体の補助金又は公共施設管理者負担金があるときは、補助対象事業費からそれらの収入金を控除する。

別 表(1)

地 積

- 1 新設される公共施設に含まれる従前の公共施設の地積
- 2 新設される公共施設に代わり廃止される従前の公共施設の地積
- 3 土地区画整立法施行規則第9条第6項に定める施行地区の面積の3パーセントに相当する公園の地積
- 4 「都市計画による駅前広場の造成に関する協定」(昭和62年4月1日成立建設省・運輸省協定)に基づき設定された駅本屋側の地積
- 5 1、2及び3に掲げる地積を除くほか知事が定めたものの地積

第5 交付申請

- 1 施行者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第3号様式)に精査の上確定した経費に応じた調書(第4号様式から第7号様式まで)を添付して知事に申請する。ただし、やむを得ない場合には、知事と協議の上概算の額で申請できる。
- 2 施行者は、補助金の交付の決定通知を受けた後、交付決定額の変更を受けようとするときは、補助金交付決定の変更申請書(第9号様式)に申請する経費に応じた調書を添付して知事に申請する。ただし、別表(2)に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

別表(2)

1 交付決定額の軽微な変更

交付決定額の100万円未満の減額。

を超える交付決定額の減額で、知事と協議の上、承諾を得たもの。

2 経費の配分及び内容の軽微な変更

下記に定めるもの以外の変更で、補助金の額に変更を生じないもの。ただし、

工事施工目的物の構造の変更又は工事施工方

法の変更のうち、下記に示す重要な部分に関するものの変更を除く。

工事費（用地費対応事業を含まない。）と物件移転補償費（用地費対応事業を含まない。）相互間の流用で、申請時に流用先事業費について申請を行っていないもの。

道路築造の類 築造幅員、幅員構成（広場を含む。）、土留工法

舗装の類 舗装の種類

橋梁、立体交差の類 築造幅員、幅員構成、設計荷重、径間割、型式、下部構造（基礎工を含む。）

管渠布設の類 幹線管渠の形式、布設工法（推進、シールド、開削等の各工法）

水路改修の類 水路の幅員及び断面

建築の類 建築物の構造、建設面積及び階数

第6 決定及び通知

1 知事は、第5第1項により補助金の交付申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類の審査並びに必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、第8号様式により申請者に通知する。

2 知事は、第5第2項により交付額の変更申請があったときは、同様に審査を行い、交付額を変更すべきと認めるときは、速やかに補助金の交付額の変更決定を行い、第10号様式により申請者に通知する。

第7 事業実施予定報告

施行者は、第5第1項ただし書に基づき概算の額で申請した場合には、事業着手前に事業内容について設計ができた時点で、事業実施予定報告書（第23号様式）に必要な書類を添付の上事業実施予定を報告すること。

第8 進捗状況

施行者は、毎会計年度四半期ごとに、進捗状況報告書（第24号様式）を提出する。ただし、知事から別途指示があった場合は、その指示による。

第9 承認事項

1 施行者が補助金の交付の決定通知を受けた後、事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更の承認を受けようとするときは、経費の配分及び内容の変更申請書（第11号様式）により知事に申請する。ただし、別表(2)に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。知事は、申請書及び関係書類の審査並びに必要に応じて行う現地調査等により、変更を承認するときは、速やかに第12号様式により申請者に通知する。

2 施行者が補助金の交付の決定通知を受けたのち、補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、中止（廃止）申請書（第13号様式）により知事に申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査並びに必要に応じて行う現地調査等により、事業の中止又は廃止を承認するときは、速やかに第14号様式により申請者に通知する。

- 3 複数年度にまたがる次のような補助対象事業については、全体としての補助金の適正な執行を図るため、全体設計の内容について承認を受けることができる。施行者は、全体設計の承認を受ける場合は、補助金の交付申請を行う前に、第25号様式をもって申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、全体設計の内容を承認するときは、第26号様式により申請者に通知する。なお、交付の申請は年度ごとに行い、全体設計の承認は後年度の交付決定を担保するものではない。

- ・都市計画施設の工事において、施工上設計を分割することが困難又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して契約する必要がある、かつ、複数年度にまたがって事業実施するもの
- ・物件移転補償において、移転に要する期間が12か月を超えるもの

- 4 補助対象事業は、原則として交付決定後に事業実施するものであるが、公益上真にやむを得ない次のような場合に限り、補助金の交付申請を行う前に、実施設計の承認を受けていわゆる施越工事として事業を行うことができる。施行者は、施越工事に係る実施設計の承認を受ける場合は、第27号様式をもって申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、実施設計を承認するときは、第28号様式により申請者に通知する。承認を受けた場合は、施行者は事業実施後に補助金の内示を踏まえて交付申請を行うことができる。

- ・国庫交付金地区において、災害その他公益上真にやむを得ない理由により、年度途中で社会資本整備総合交付金及び補助金の補正内示等が認められ、東京都としても前倒しによる事業実施の促進が図られるべきと特に認められる複数年度にまたがるもの

- 5 補助対象事業が真にやむを得ない理由により、年度内に完了しない場合は、事業費の繰越の承認を受けることができる。施行者は、繰越の承認を受ける場合は第29号様式をもって申請する。知事は、申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、繰り越すことが真にやむを得ないとして繰越を承認するときは、第30号様式により申請者に通知をする。

第10 完了実績報告

- 1 施行者は、補助金に係る事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助対象事業に係る完了実績報告書（第16号様式）を知事に提出しなければならない。なお、第9第2項により、事業を中止又は廃止した場合も同様とする。
- 2 施行者は、概算払を受けるときは、完了実績報告書（概算払用）（第17号様式）を知事に提出する。なお、補助金に係る事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、精算書（第15号様式）に完了実績報告書を添付し知事に提出しなければならない。

第11 補助金の額の確定

知事は、第10により完了実績報告があったときは、完了実績報告書の審査及び必要に応じた現地調査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第18号様式）（完了実績報告書（概算払用）により完了実績報告を受けたときは第19号様式）により、施行者に通知しなければならない。

第12 補助金の交付

- 1 この補助金は、第11の規定により通知した額に基づき、請求書(第20号様式)(補助金額確定通知書(概算払用)にて通知をしたときは第21号様式)による施行者の請求により交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行者は、額の確定の前に第22号様式に関係書類を添付の上概算払の請求をすることができる。知事は、請求があった場合は、請求内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、請求が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金を交付する。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによる。

附 則

1 施行日

改正後の要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 過年度用地費に係る取扱い

平成15年度以前に事業計画について認可を受けた土地区画整理組合は、従前の例により第5に従い、過年度用地費補助の申請をすることができる。ただし、申請をすることができる事業は、第3(3)に掲げる事業のうち前年度に実施した事業のみとし、補助対象事業経費の範囲については「土地区画整理事業に対する補助金の実施細目」に別に定める。

第1号様式

第 号
平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所

名称

氏名(代表者)

印

土地区画整理事業補助事業実施計画について(申請)

土地区画整理事業補助事業の実施計画について、承認を受けたいので、関係書類を添えて、「土地区画整理事業に対する補助金交付要綱」第2の2第1項の規定に基づき、申請します。

施 行 者
代 表 者

土地区画整理事業補助事業実施計画について（承認）

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった標記の件については、
「土地区画整理事業に対する補助金交付要綱」第2の2第2項の規定に基づき、承認する。

平成 年 月 日

東 京 都 知 事

第 平成 年 月 号
日

東京都知事 殿

住所
名称
氏名(代表者)

印

平成 年度土地区画整理事業補助金交付申請書

平成 年度事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付申請額内訳

単位：千円

事業費	金額	備考
当該年度用地費		
物件移転補償費		
工事費		
過年度用地費		平成 年度分
合計		

内訳は、別添調書(第4から7号様式まで)による。

記載要領

過年度用地費は、平成15年度以前に施行認可された土地区画整理組合が施行する事業についてのみ記載し、第7号様式を添付すること。

別表

財源内訳（国庫交付金対象地区のみ）

（単位 千円）

		用地費	物件移転補償費	工事費	計
国庫補助事業	事業費 (a)				
	控除額 (b)				
	補助基本額 (a) - (b)				
	国費 社資				
	その他				
	その他				
	都費 (A)	都市	都市	都市	都市
	区市町負担金				
	組合負担金				
	事業費 (a)				
都単独事業	控除額 (b)				
	補助基本額 (a) - (b)				
	都費 (B)				
	区市町負担金				
	組合負担金				
	都補助金合計 (A) + (B)				

国庫交付金対象地区のうち、社会資本整備総合交付金の交付率が複数ある地区については、都費(A)の欄に交付率ごとに記載すること。

当該年度用地費補助金交付申請調書

1 補助事業の目的及び内容

(1) 目 的

(2) 内 容 別添のとおり

2 交付申請額及び算出方法

(1) 交付申請額

金 円

(2) 算出方法（別表による）

3 補助事業の経費の配分及び完了予定期日

(1) 経費の配分（補助金額を記入すること。）

単位：千円

経 費	金 額	備 考
工 事 費		
物件移転補償費		
調 査 設 計 費		
そ の 他		
合 計		

(2) 完了予定期日

事業着手予定 平成 年 月 日

事業完了予定 平成 年 月 日

4 補助事業の効果

添付書類

- (1) 位置図 1/1,000～1/3,000（工事施行箇所・物件移転箇所・用地費補助申請済箇所・用地費補助申請箇所等を記入すること。）
- (2) 用地費内訳書（第4号様式別紙1）
- (3) 工事総括表（第6号様式別紙1）・工事費総括表（第6号様式別紙2）
- (4) 損失補償金調表（第5号様式別紙）
- (5) 調査設計費内訳書（第4号様式別紙2）
- (6) その他

記載要領

添付書類中、図面の色分けは次の例によること。

補助済箇所 青色塗りがつづし

申請箇所 赤色塗りがつづし

算 出 方 法

公 共 施 設 名	種 名 別 称	評 価 額 A (1 m ²)	総 面 積	在 来 公 共 施 設 の 面 積	差 引 補 助 対 象 算 出 基 礎 面 積	前 回 以 前 補 助 算 出 基 礎 と な っ た 面 積	今 回 補 助 対 象 算 出 面 積 B	差 引 面 積	補 助 率 C	補 助 限 度 額 A × B × C	補 助 金 額
		円	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		円	円
計											

第4号様式 別紙1

用地費内訳書

款	項目	件名	数量	単位	金額	用地費充当額	摘要	事業番号
					円	円		
		小計			円	円		
		小計			円	円		
		小計			円	円		
		小計			円	円		
		小計						
		除額						
		合計						

注 「用地費充当額」欄には、事業費に補助率を乗じた金額を記入すること。

調査設計費内訳書

事業番号	項目	件名	金額 円	消費税額 円	摘要
計					
合					
計					

物件移転補償費補助金交付申請調書

1 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容 損失補償金調表(第5様式 別紙)のとおり

2 交付申請額及び算出方法

(1) 交付申請額

金 円

(2) 算出方法

単位：千円

事業費	控除額	補助基本額 a	補助率 b	補助金額 a×b	備考

3 補助事業の経費の配分及び完了予定期日

(1) 経費の配分(補助金額を記入すること。)

単位：千円

経費	金額	備考
物件移転補償費		
調査設計費		
合計		

(2) 完了予定期日

事業着手予定 平成 年 月 日
 事業完了予定 平成 年 月 日

4 補助事業の効果

添付書類

- (1) 移転物件箇所位置図 1/300
- (2) 補償金算定調書

記載要領

- 1 調査設計費の項中備考欄には、調査設計書の作成・補償算定申請手続・その他補償算定の2パーセント以内等のことを記載すること。
- 2 事業着手予定は契約予定日を、また、事業完了予定は移転完了予定日を記入すること。
- 3 移転物件箇所位置図には、補償申請移転物件を全て記載すること。

工事費等補助金交付申請調書

1 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容 別添のとおり

2 交付申請額及び算出方法

(1) 交付申請額

金 円

(2) 交付申請額の算出方法 1

公共施設名	幅 員	延 長	面 積	工 法	事 業 費
	m	m	m ²		千円

(3) 交付申請額の算出方法 2

単位：千円

事 業 費	負 担 金	控 除 額	補助基本額 a	補助率 b	補助金額 a×b	備 考

3 補助事業の経費の配分（補助金額を記入すること。）

単位：千円

経 費	金 額	備 考
工 事 費		
本 工 事 費		
附 帯 工 事 費		
設 計 監 督 費		
設 計 費		
監 督 費		
測 量 費		
合 計		

金額については消費税込額とする。

4 補助事業の完了予定期日及び事業実施計画

事業名	計 画 内 容				備 考
	第 1 ・ 四半期	第 2 ・ 四半期	第 3 ・ 四半期	第 4 ・ 四半期	
	%	%	%	%	

事業着手予定 平成 年 月 日
 事業完了予定 平成 年 月 日

5 補助事業の効果

添付書類

- (1) 工事施行箇所位置図 1/1,000 ~ 1/3,000
- (2) 工事費総括表（第 6 様式別紙 2）及び工事費内訳書、数量計算書（ただし、概算の額で申請する場合は不要）

記載要領

- 1 設計監督費の項中備考欄には、設計費、監督費及び測量費等の内訳を記載すること。
- 2 事業着手予定及び事業完了予定には、工期日（予定）を記載すること。
- 3 添付書類中、工事施行箇所位置図の色分けは次の例によること。

施行済箇所	青色塗りつぶし
盛土のみの施行済箇所	青色わくどり
申請箇所	赤色塗りつぶし

工事総括表

		事業番号
施設名		
所在地		
規模		
延長	m	
幅員	m	
街築面積	m ²	
	}	
	金額	円

注 施設が2以上の場合は、施設ごとの内訳を記入すること。

工事費総括表

	費 目	金 額	備 考
工 事 金 額	設計総額		
	直接工事費		
	共通仮設費		
	純工事費		
	現場管理費		
	工事原価		
	一般管理費		
	本工事費		
	設計監督費		
	測量費		
	計		

* 工事費内訳書ほか必要な計算書を添付すること。

過年度用地費補助金交付申請調書

1 補助事業の目的及び内容

(1) 目的

(2) 内容 別添のとおり

2 交付申請額及び算出方法

(1) 交付申請額

金 円

(2) 算出方法（別表による。）

3 補助事業の経費の配分（補助金額を記入すること。）

単位：千円

経 費	金 額	備 考
工 事 費		
物件移転補償費		
調 査 設 計 費		
そ の 他		
合 計		

4 補助事業の効果

添付書類

- (1) 位置図 1/1,000～1/3,000（工事施行箇所・移転物件箇所・用地費補助申請済箇所・用地費補助申請箇所等を記入すること。）
- (2) 用地費内訳書（第4号様式別紙1）
- (3) 工事総括表（第6号様式別紙1）
- (4) 工事費総括表（第6号様式別紙2）
- (5) 損失補償金調表（第5号様式別紙）
- (6) 調査設計費内訳書（第6号様式別紙2）
- (7) その他（契約書、支払伝票、領収書の写し等、支出が確認できるもの）

記載要領

- 1 添付書類中、図面の色分け及び対象用地費面積の端数の取扱いについては、当該年度用地費と同様にする。
- 2 申請できる経費は前年度の事業に係る経費のみとする。

別表

算 出 方 法

公 共 施 設 名	種 名	別 称	評 価 額 A (1 m ²)	総 面 積	在 来 公 共 施 設 の 面 積	差 引 補 助 対 象 算 出 基 礎 面 積	前 回 ま で の 補 助 対 象 の 算 出 基 礎 と な っ た 面 積	今 回 補 助 対 象 算 出 面 積 B	差 引 面 積	補 助 率 C	補 助 限 度 額 A × B × C	補 助 金 額
			円	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		円	円
計												

施 行 者
代 表 者

平成 年度補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった土地区画整理事業について、
平成 年度補助金を下記により交付する。

平成 年 月 日

東京都知事

記

1 地区名

2 交付決定 金 円

3 交付条件

- (1) この事業に要する経費の配分、事業の内容等は、申請のとおりとする。
- (2) この補助金は、実績報告書を調査した結果、事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合すると認める場合に、補助金の額を確定して交付する。ただし、請求に基づき請求内容を審査の上、必要があると認めた限度において概算払いをすることがある。
- (3) その他は別紙に定めるとおりとする。

4 申請の撤回

この補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後2週間以内に申請の撤回をすることができる。

交付条件

・報告書の徴収

- (1) 当該年度の事業実施に際しては、事業実施予定を報告しなければならない。内容の一部又は全部が補助事業として不適格と認められる場合、補助金の対象事業から除外することがある。
- (2) 次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。
 - ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - エ 事業が当該年度末までに完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき。
- (3) この補助金に関し、必要があると認めるときは、事業の遂行状況に関し報告を求め、又は関係職員に随時調査を行わせることがある。報告又は調査の結果、事業の遂行状況がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、事業の遂行の一時停止を命ずることがある。
- (4) この補助金に係る事業が完了したとき、交付の決定に係る会計年度が終了したとき及び事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに補助対象事業に係る完了実績報告書を提出しなければならない。ただし、過年度用地費については補助金の交付の決定後、速やかに提出するものとする。事業の成果がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められる場合には、期日を指定してこれに適合させるための措置を命ずることがある。

・交付決定の取消し等

- (5) この補助金の交付の決定をした後、天災地変その他の事情により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- (6) この補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。補助金の額の確定を行った後においても同様とする。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 事業を中止又は廃止したとき。
 - エ 予定の期間内に事業に着手せず、又はしゅん工しないとき。
 - オ 以上のほか、この補助金の交付決定の内容又は条件その他法令若しくは知事の指示に違反したとき。

・補助金の返還等

- (7) この補助金の交付の決定を取り消した場合においては、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (8) この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じたときは、当該補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については既返還金額を控除した額）について、別途定める割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、前記(5)に該当したため取消しをした場合においては、この限りでない。
- (9) 補助金の返還を命じられた場合において、これを指示した納付期日までに、納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について別途定める

割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

- (10) 違約加算金、延滞金の割合は東京都補助金等交付規則（昭和 37 年 9 月 29 日規則第 141 号）に定める値とし、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。
- (11) この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、補助金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。

・その他

- (12) この補助金の執行に必要な手続は、土地区画整理事業に対する補助金交付要綱及び東京都補助金等交付規則に従い、速やかに行うこと。

第 平成 年 月 号
日

東京都知事 殿

住所
名称
氏名(代表者)

印

平成 年度土地区画整理事業 補助金交付決定の変更申請書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定を受けた平成 年度土地区画整理事業補助金について、交付決定の変更を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更交付申請額 金 円

3 変更交付申請額内訳

単位：千円

事業費	既交付決定額	変更額	増減額	備考
当該年度用地費				
物件移転補償費				
工事費				
過年度用地費				
合計				

内訳は、別添調書(第4様式から7号様式まで)による。

記載要領

- 1 当該申請書は、補助金交付既決定額に変更を生じる場合に使用すること。
- 2 変更前・変更後の施行箇所を示した図面を添付すること。

施 行 者
代 表 者

土地区画整理事業補助金 交付決定の変更について（通知）

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった平成 年度土地区画整理事業
補助金交付決定の変更については下記のとおり通知する。

平成 年 月 日

東京都知事

記

1 地区名 地区

2 交付額

変更交付決定額 金 円

既交付決定額 金 円

増 減 額 金 円

3 交付条件

- (1) この変更に係る補助金の経費の配分及び内容については、変更申請書の記載のとおりとする。
- (2) この補助金は、実績報告書を調査した結果、事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合すると認める場合に、補助金の額を確定して交付する。ただし、請求に基づき請求内容を審査の上、必要があると認められた限度において概算払いをすることがある。
- (3) その他は変更前の交付決定通知書の交付条件（別紙）に定めるとおりとする。

4 申請の撤回

この変更に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この通知を受領後2週間以内に申請の撤回をすることができる。

第 号
平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所

名称

氏名(代表者)

印

平成 年度土地区画整理事業補助金の経費の配分及び内容の変更申請書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定を受けた平成 年度土地区画整理事業補助金について、経費の配分及び内容の変更に係る承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 経費の配分の変更

単位：千円

事業費	既交付決定額	変更額	増減額	備考
当該年度用地費				
物件移転補償費				
工事費				
過年度用地費				
合計				

内訳は、別添調書(第4から7号様式まで)による。

3 内容の変更

記載要領

- 1 当該申請書は、補助金交付既決定額に変更を生じない場合に使用すること。
- 2 変更前・変更後の施行箇所を示した図面を添付すること。

施 行 者
代 表 者

平成 年度土地区画整理事業補助金の
経費の配分及び内容の変更について(承認)

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定をした平成 年度土地区画
整理事業補助金の経費の配分及び内容の変更については、平成 年 月 日付
第 号の申請のとおり承認する。

平成 年 月 日

東 京 都 知 事

第 号
平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所

名称

氏名(代表者)

印

平成 年度土地区画整理事業
中止 [廃止] 申請書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定通知を受けた事業を
中止 [廃止] したいので、下記のとおり申請します。

記

1 中止 [廃止] 事業名

2 既交付決定額 金 円

3 中止 [廃止] 理由

施 行 者
代 表 者

平成 年度土地区画整理事業の
中止 [廃止] について (承認)

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定をした平成 年度土地
区画整理事業の中止 [廃止] については、平成 年 月 日付 第 号の
申請のとおり承認する。

平成 年 月 日

東 京 都 知 事

第 号
平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所

名称

氏名(代表者)

印

精 算 書

概算受領した平成 年度土地区画整理事業補助金について、下記のとおり精算します。
なお、補助事業の内容等実績については、別添完了実績報告書のとおりです。

記

補助金交付決定額	金	円
補助金概算払請求額	金	円
補助金概算払受領額	金	円
補助金概算払精算額	金	円
補助金残額(返還額)	金	円

東京都知事 殿

住所
 名称
 氏名(代表者) 印

平成 年度土地区画整理事業完了実績報告書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた事業の実績を、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円
 補助金概算払額 金 円

事業費	内 容	最終交付決定額	最終契約額	補助金精算額	増 減	補助金精算額の配分	
当該年度用地費			()			工事費 物件移転補償費 調査設計費 その他	
物件移転補償費			()			物件移転補償費 調査設計費	
工事費			()			工事費(計) 本工事費 設計監督費 設計費 監督費 測量費	
過年度用地費			()			工事費 物件移転補償費 調査設計費 その他	
計			()				

から までの欄に記入する金額は、内訳書(第16号様式 別紙1から3まで)の(A)欄の額を記入する。

最終契約額の欄には、契約金額を()書きで記入する。

2 補助事業の実施期間

着手	平成	年	月	日
完了	平成	年	月	日

3 補助事業の成果

添付書類

- 1 用地費・物件移転補償費・工事費について共通に添付するもの
 - ア 位置図（工事施行箇所・移転物件箇所を記入すること。）
 - イ 契約書等の写し
- 2 用地費について添付するもの
 - ア 用地費内訳（第16号様式 別紙1）
 - イ 用地費内訳書（第4号様式別紙1）
 - ウ 損失補償金調表（第5号様式別紙）
 - エ 算出方法（別紙による）
 - オ その他内訳が確認できる表
- 3 物件移転補償費について添付するもの
 - ア 物件移転補償費内訳（第16号様式 別紙2）
 - イ 損失補償金調表（第5号様式別紙）
 - ウ その他補償費の内訳が確認できる調書
- 4 工事費について添付するもの
 - ア 工事費内訳（第16号様式 別紙3）
- 5 国庫交付金等対象地区の場合に添付するもの
 - 財源内訳（第3号様式別表）

注1：上記添付書類に付随する関係書類については、施行者において保管しておくものとする。

注2：過年度用地費にあっては、交付申請時と同じであれば上記添付書類1及び2を省略できるものとする。

第16号様式 別紙1

用地費実績内訳

a

b

c

d

d-a

用地費		最終交付決定額	最終設計金額	最終契約額	補助金精算額	増減	備考
工事費							
事業番号	工事件名						
計							
調査設計							
事業番号	委託件名						
計							
物件移転補償費							
事業番号	関係人名						
計							
その他							
事業番号	機械器具費						
	法2条2項						
	法第135条1項						
	減価補償費						
	会議費						
	事務費						
	管理費						
	雑支出						
計							
合計							
+ + +							
負担金							
控除額							
補助基本額							
-							
補助率							
補助金額							
×							
(A)補助金額計							

- * 最終契約額の欄には、工事件名・委託件名・関係人名ごとの契約金額を()書きで記入し、その下に補助金対応額を記入する。その場合、必要に応じて契約書の金額と補助金対応額の関係が分かる資料を添付すること。
- * 50%路線・100%路線の補助対象が混在している場合、50%補助・100%補助が分かるよう2段書きで記入すること。
- * 最終設計金額欄・事業番号欄は、過年度用地費の場合記入不要
- * 契約変更がある場合は、備考欄に をつけること。

第16号様式 別紙2

物件移転補償費実績内訳

		a	b	c	d	d - a	
物件移転補償費		最終交付 決定額	最終 設計金額	最終 契約額	補助金 精算額	増 減	備 考
物件移転補償費							
	事業番号						
	関係人名						
計							
調査設計費							
	(税抜き) × 2.0%以内+消費税 相当額						
計							
合計	+						
控除額							
補助基本額	-						
補助率							
補助金額	×						
(A) 補助金額計							

- * 最終契約額の欄には、関係人名毎の契約金額を()書きで記入し、その下に補助金対応額を記入する。その場合、必要に応じて契約書の金額と補助金対応額の関係が分かる資料を添付すること。
- * 50%路線・100%路線の補助対象が混在している場合、50%補助・100%補助が分かるよう2段書きで記入すること。
- * 金額は事業費ベースで記入すること。

第16号様式 別紙3

工事費実績内訳

		a	b	c	d	d - a	
工事費		最終交付 決定額	最終 設計金額	最終 契約額	補助金 精算額	増減	備考
本工事費							
事業番号	工事件名						
計							
調査設計費							
設計費	(税抜き) × 1.5% 以内+消費税相当額						
監督費	(税抜き) × 2.0% 以内+消費税相当額						
測量費							
計							
合計	+						
負担金							
控除額							
補助基本額	- -						
補助率							
補助金額	×						
(A) 補助金額計							

* 補助金精算額 { 測量費 : 測量面積 (㎡) × 20 円/㎡ × 1.05 }

* 最終契約額の欄には、工事件名ごとの契約金額を () 書きで記入し、その下に補助金対応額を記入する。その場合、必要に応じて契約書の金額と補助金対応額の関係が分かる資料を添付すること。

* 50%路線・100%路線の補助対象が混在している場合、50%補助・100%補助が分かるよう2段書きで記入すること。

* 金額は事業費ベースで記入すること。

* 契約変更がある場合は、備考欄に をつけること。

(概算払用)

第17号様式

第 平成 年 月 号 日

東京都知事 殿

住所

名称

氏名(代表者)

印

平成 年度土地区画整理事業完了実績報告書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた事業の実績を、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額	金	円
補助金概算払額	金	円
残 額	金	円

事業費	内 容	最終交付決定額	最終契約額	補助金精算額	増 減	補助金精算額の配分	
当該年度用地費			()			工事費 物件移転補償費 調査設計費 その他	
物件移転補償費			()			物件移転補償費 調査設計費	
工事費			()			工事費(計) 本工事費 設計監督費 設計費 監督費 測量費	
過年度用地費			()			工事費 物件移転補償費 調査設計費 その他	
計			()				

から までの欄に記入する金額は、内訳書(第16号様式 別紙1から3まで)の(A)欄の額を記入する。

最終契約額の欄には、契約金額を()書きで記入する。

2 補助事業の実施期間

着手	平成	年	月	日
完了	平成	年	月	日

3 補助事業の成果

添付書類

- 1 用地費・物件移転補償費・工事費について共通に添付するもの
 - ア 位置図（工事施行箇所・移転物件箇所を記入すること）
 - イ 契約書等の写し
- 2 用地費について添付するもの
 - ア 用地費内訳（第16号様式 別紙1）
 - イ 用地費内訳書（第4号様式別紙1）
 - ウ 損失補償金調表（第5号様式別紙）
 - エ 算出方法（別紙による）
 - オ その他内訳が確認できる表
- 3 物件移転補償費について添付するもの
 - ア 物件移転補償費内訳（第16号様式 別紙2）
 - イ 損失補償金調表（第5号様式別紙）
 - ウ その他補償費の内訳が確認できる調書
- 4 工事費について添付するもの
 - ア 工事費内訳（第16号様式 別紙3）
- 5 国庫交付金等対象地区の場合に添付するもの
 - 財源内訳（第3号様式別表）

注1：上記添付書類に付随する関係書類については、施行者において保管しておくものとする。

注2：過年度用地費にあっては、交付申請時と同じであれば上記添付書類1及び2を省略できるものとする。

(精算払用)

第18号様式

第

号

施 行 者
代 表 者

平成 年度土地区画整理事業 補助金額確定通知書

平成 年 月 日付実績報告のあった標記事業の補助金については、下記のとおり
確定したので通知する。

平成 年 月 日

東京都知事

記

1	地 区 名		
2	交付決定補助金額	金	円
3	確定補助金額	金	円
	(内訳)	費	円
		費	円
		費	円
4	増 減 額	金	円

(概算払用)

第19号様式

第

号

施 行 者
代 表 者

平成 年度土地区画整理事業 補助金額確定通知書

平成 年 月 日付実績報告のあった標記事業の補助金については、下記のとおり
確定したので通知する。

平成 年 月 日

東京都知事

記

1	地 区 名		
2	交付決定補助金額	金	円
3	確定補助金額	金	円
	(内訳)	費	円
		費	円
		費	円
4	増 減 額	金	円

(精算払用)

請 求 書

請求金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、平成 年 月 日付 第 号により確定通知を受けた
平成 年度土地区画整理事業補助金

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

住所

名称

氏名(代表者)

印

東京都知事 殿

(概算払用)

請 求 書

請求金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、平成 年 月 日付 第 号により確定通知を受けた
平成 年度土地区画整理事業補助金

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

住所

名称

氏名(代表者)

印

東京都知事 殿

(概算払用)

請 求 書

請求金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定された
平成 年度土地区画整理事業補助金(第 回 (月)分)

上記の金額を請求します。

平成 年 月 日

住所

名称

氏名(代表者)

印

東京都知事 殿

第 平成 年 月 日 号

東 京 都 知 事 殿

住所
 名称
 氏名(代表者) 印

事業実施予定報告書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定通知を受けた事業の実施予定を、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

事業番号	件 名	事業費金額	事業の着手と完了の予定	摘 要
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		

「事業番号」 実施予定の事業には、件名ごとに、報告する順に、事業費別に番号をつけること。
 この番号は、最初の事業実施予定報告から最終の事業実施予定報告までの間の「通し番号」とすること(例：用1、移1、工1、公1、電2)
 設計変更等により、事業の内容や金額について変更のあった場合の報告については、新たに番号を設定し、摘要欄に変更前の事業番号を記載すること。

「事業費金額」 設計金額を記載する。設計金額に補助対象とならないものを含む場合は二段書きとし、上段()内に総額を、下段に補助金対応分の額を記載すること。

先に報告済の事業を執行しないことになった場合は、報告時の事業番号・件名・金額を記載の上、摘要欄に「削除」と記載すること。

添付書類 用地費 用地費内訳書(第4号様式別紙1)、工事総括表(第6号様式別紙1)、工事費総括表(第6号様式別紙2)、損失補償金調表(第5号様式別紙)、調査設計費内訳書(第4号様式別紙2)

物件移転補償費 損失補償金調表
 工 事 費 工事総括表、工事費総括表
 そ の 他 算定根拠となる調書、対象箇所図

(単位：円)

事業 番号	件 名	事業費金額	事業の着手と 完了の予定	摘 要
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		

東 京 都 知 事 殿

住所

名称

氏名(代表者)

印

進 捗 状 況 報 告 書 (第 四 半 期)

平成 年 月 日付 第 号により交付決定通知を受けた事業の進捗状況を、
別紙のとおり報告します。

添付書類

- ・ 進捗状況報告書(第 四半期 月末現在)(第 2 4 号様式 別紙 1)
- ・ 補助対象事業契約内容報告書(第 四半期 月末現在)(第 2 4 号様式 別紙 2)及び
説明資料

進捗状況報告書（第 四半期）（ 月未現在）

施行者名

内定額	-
-----	---

単位:千円

経 費	A 交付決定額	B 交付対象設計金額	C 交付対象契約金額	D 交付対象執行見込額	D-A 執行増 減	備考欄
当該年度用地費						
工事費						
物件移転補償費						
調査設計費						
その他						
合計						
物件移転補償費						
調査設計費						
合計						
本工事費						
附帯工事費						
設計費						
監督費						
測量費						
合計						
総 計						

1：交付決定額を変更した場合は、最新のもの（四半期ごと）を記載すること。

2：交付対象執行見込額は、年度末の見込額を記載すること。

補助対象事業契約内容報告書第 四半期 (月末現在)

施行者名

内定額

単位:千円

経費	契約件名	交付決定額	交付決定日	交付対象設計金額	交付対象契約金額	契約日	交付対象執行見込額	完了予定日	月末進捗率(%)	備考(進捗率の指標等)
当該年度用地費	工事									
	合計									
物件移転補償費										
	合計									
工事費										
	合計									
	総計									

- 1: 複数の経費を一契約で行っている場合は、経費ごとに分割して記載すること。
- 2: 備考欄には、進捗率の指標となるものを記載し、必要に応じて資料を添付すること。
- 3: 交付対象契約金額に対し交付対象執行見込額(年度末)を増減する場合は、別途理由書を添付すること。

東 京 都 知 事 殿

住所

名称

氏名(代表者)

印

土地区画整理事業全体設計承認申請書

土地区画整理事業の進捗を図る上で、「土地区画整理事業に対する補助金交付要綱」第9第3項の規定に基づいて全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 地 区 名

2 施 行 者 名

3 事 業 概 要

(単位：千円)

設 計 の 内 容				
施 行 期 間	平成 年 月 日 ~		平成 年 月 日	
経 費 の 配 分	平成 年度	平成 年度	平成 年度	計
物 件 移 転 補 償 費				
工 事 費				
用 地 費				
補 助 対 象 外 経 費				
全 体 設 計 額				

(備考)

- ・全体設計の変更申請をする場合には、関係欄に変更前の額を上段()書きとすること。
- ・「設計の内容」欄は、当該申請に係る主な工事設計等の内容を記入すること。

第 号
平成 年 月 日

殿

東京都知事

土地区画整理事業全体設計について（承認）

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった全体設計については、申請のとおり承認する。

東京都知事 殿

住所

名称

氏名(代表者)

印

土地区画整理事業実施設計承認申請書

土地区画整理事業の進捗を図る上で、「土地区画整理事業に対する補助金交付要綱」第9第4項の規定に基づいて実施設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 地区名

2 施行者名

3 設計の内容

4 施行期間

5 実施設計額 金 円

6 当該事業の経緯

7 実施設計承認を必要とする理由

8 事業主体の予算措置(予定)

第 号
平成 年 月 日

殿

東京都知事

土地区画整理事業実施設計について（承認）

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった実施設計については、申請のとおり承認する。

第 平成 年 月 日 号

東京都知事 殿

住所
名称
氏名(代表者) 印

平成 年度土地区画整理事業補助金繰越の承認申請書

平成 年 月 日付 第 号により交付決定を受けた平成 年度土地区画整理事業補助金について、「土地区画整理事業に対する補助金交付要綱」第9第5項の規定により繰越の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 繰越理由

2 繰越申請額 金 円

3 繰越期間

4 交付決定額及び当年度執行額繰越額内訳

単位：千円

事業費	既交付決定額	当年度執行額	繰越額	備考
当該年度用地費				
物件移転補償費				
工事費				
合計				

5 添付資料

記載要領

- 1 当年度執行箇所・繰越執行箇所を示した図面を添付すること。
- 2 繰越にいたる経緯をまとめた調書を添付すること
- 3 事業費の算出根拠となる調書(第4号から第6号様式まで及び第16号様式別紙等を準用)を添付すること

第30号様式

第 号
平成 年 月 日

殿

東京都知事

平成 年度土地区画整理事業補助金の繰越について（承認）

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった補助金の繰越については、申請のとおり承認する。

土地区画整理事業補助金用地評価額算定要領

	昭和57年 4月 1日56都市防市第493号
改正	平成 5年 4月 1日 5都市開市第 2号
改正	平成 8年 7月12日 7都市開市第706号
改正	平成16年 4月 1日15都市防区第561号
改正	平成18年 4月 1日17都市整企第347号
改正	平成19年 4月 1日18都市整企第322号
改正	平成23年 4月 1日22都市整企第409号
改正	平成25年 4月 1日24都市整企第386号

- 1 東京都土地区画整理事業助成規程(平成6年東京都告示第347号)以下「助成規程」という。)第3条第1項第2号に規定する用地の評価額は、事業認可時(個人施行及び区画整理会社施行においては施行の認可の日、組合施行においては組合設立認可の日、独立行政法人都市再生機構施行においては施行規程及び事業計画の認可の日、公共団体施行においては設計の概要の認可の日)を評価時点とし、都市整備局長が評価して定めるものとする。ただし、平成元年度以前に事業認可を受けた個人及び組合は平成4年度を用地の評価額時点とする。
- 2 事業実施期間中において、新たに都市計画決定された公共施設にかかる用地の評価額は、都市計画決定時を評価時点とし、新たに都市整備局長が評価して定めることができる。ただし、都市計画決定を予定されているものとして、都市計画決定前に補助対象とされた公共施設にかかる用地の評価額については、この限りではない。
- 3 公共団体施行及び独立行政法人都市再生機構施行に係る用地の評価額については、毎年度改定を行うものとし、改定率の算定は土地価格の変動率によるものとする。
なお、土地価格の変動率は、一般財団法人日本不動産研究所の調査による前年度3月の住宅の六大都市市街地価格推移指数により算出する。
- 4 1から3までによらず、国土交通大臣が受理し又は承認した国の交付金又は補助金(以下「交付金等」という。)に係る実施計画に基づき国の交付金等を受ける場合は、当該実施計画書に基づき、都市整備局長が評価額を定めることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 旧要領の規定により算出された各年度の改定率については、この要領の規定により算出された改定率とみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成8年7月12日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

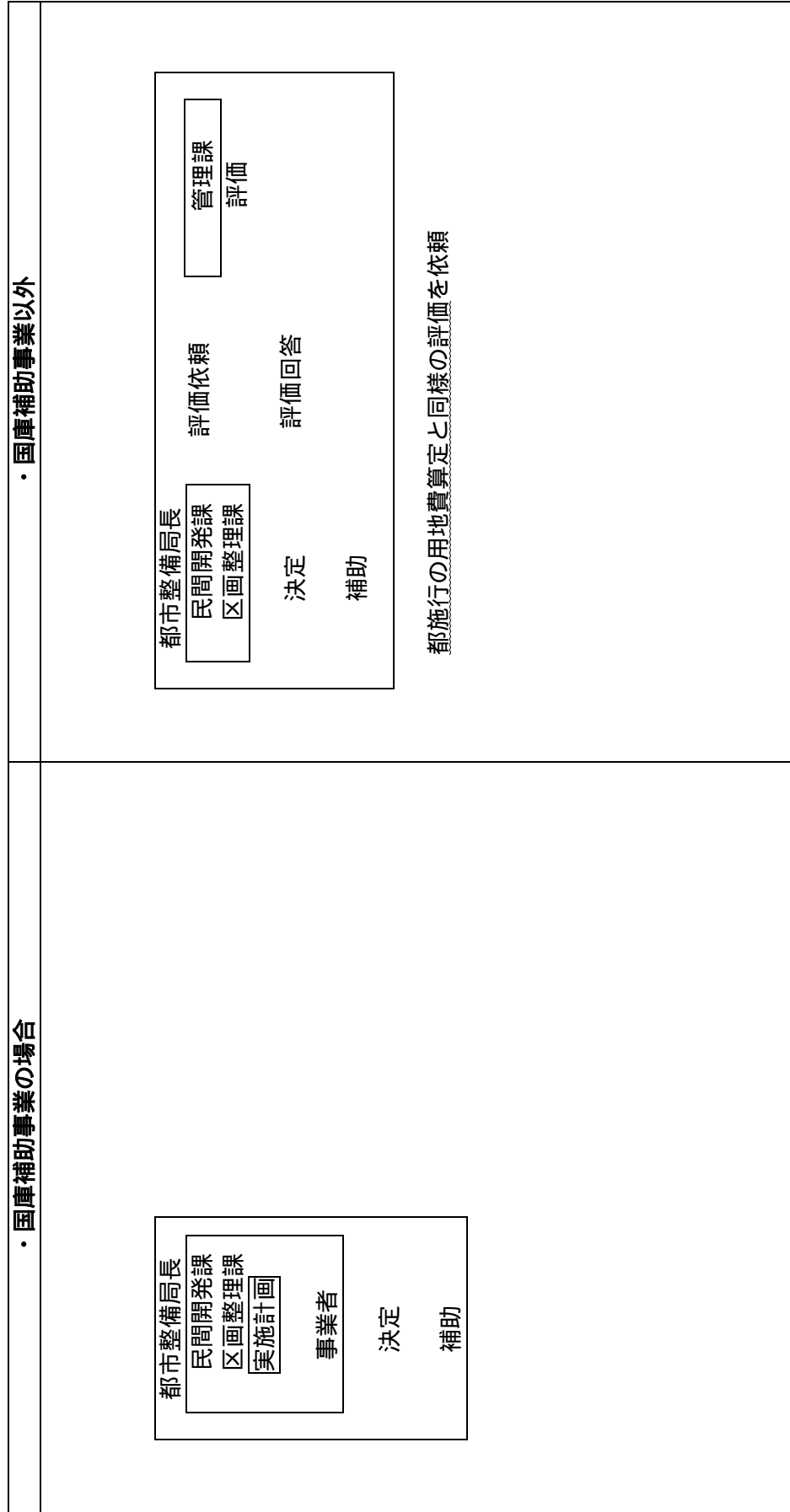
附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

土地区画整理事業補助金用地評価額算定の事務処理フロー



土地区画整理事業に対する補助金の実施細目

第1 目的

この実施細目は、「土地区画整理事業に対する補助金交付要綱(以下補助金交付要綱という。)」の規定に基づき、補助対象事業経費の範囲ほか土地区画整理事業に対する補助に関して必要な事項を定めることにより、事業の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 補助対象事業の積算

(1) 補助金交付要綱第3(1)の物件移転補償費については、原則として当該年度の東京都補償基準(区市で定めている補償基準を含む。以下「補償基準」という。)により積算することとする。ただし、当該年度基準発行前に建築物等の所有者等と補償交渉を開始したものは、補償交渉で提示した物件移転補償費の積算に用いた前年度補償基準を使うことができる。

なお、これにより難しい場合の積算は、知事と事前に協議して決定することとする。

(2) 補助金交付要綱第3(2)の工事費については、原則として当該年度の東京都積算基準(道路工事設計基準・一般に公表している工事費の積算に関する基準等も含む。「以下「積算基準」という。)により積算することとする。

なお、これにより難しい場合の積算は、知事と事前に協議して決定することとする。

(3) 補助金交付要綱第3(3)の用地費については、補償基準及び積算基準により積算することとし、これにより難しい場合の積算は、知事と事前に協議して決定することとする。

なお、限度額は、土地区画整理事業補助金用地評価額算定要領の規定に基いて算定された用地の評価額単価により、都市計画として決定された公共施設(決定を予定されているものを含む。)に係る用地のうち当該用地費相当の面積を乗じた額とする。

第3 補助対象事業の範囲

(1) 物件移転補償費及び工事費については、原則として別表 に示す範囲内を補助対象事業とし、詳細については、知事と事前に協議して決定する。

(2) 用地費については、原則として別表 に示す範囲内を補助対象事業とし、詳細については、知事と事前に協議して決定する。

(3) 都市計画施設に係る暫定工事費については、用地費を充てることができる。

(4) 過年度用地費は前年度に実施した用地費対応事業を対象とし、詳細については、知事と事前に協議して決定する。

別表 都市計画として決定(予定含む)された公共施設に係る物件移転補償費及び工事費の範囲

種別 (分類)	工種	補助対象の範囲	運用上の事項	備考
移転 (物件移転補償費)	建築物・工作 物・墓地	損失補償基準により、施行者の負担となるべきもの。 なお、公園・緑地に係る移転については、地区面積の3%を超えて造られる公園及び緑地の範囲内に位置する物件を補助対象とする。	移転補償費は、施行者の定める損失補償基準に基づいて積算すること。 消防用貯水槽の移転料は、補助対象となる。また、中断移転補償については、知事と協議し、了承されたものは補助対象にできる。	
移設 (物件移転補償費)	電 柱	施行者と各電力会社において締結された協定に基づき、施行者の負担となるべきもの。		
	鉄 軌 道	「参考資料第一」に基づき、施行者の負担となるべきもの。		
	上水道・ガス	「参考資料第二」に基づき、施行者の負担となるべきもの。		
	下 水 道	上水道に準ずる。		

種別 (分類)	工種	補助対象の範囲	運用上の事項	備考
	工業用水道及びかんがい用排水施設	上水道に準ずる。		
	電信・電らん	平成10年7月21日建設省都街発第56号「日本電信電話株式会社に係る占有物件等の移転等に要する費用の負担の取扱いについて」に基づき、施行者の負担となるべきもの。		
	高圧線	昭和42年2月21日閣議決定「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」及び昭和42年2月21日閣議了解「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱の施行について」のそれぞれに基づき、施行者の負担となるべきもの。		
道路築造 (工事費)	土工 (切土、盛土等)	全て対象とすることができる。		
	敷砂利	舗装を予定している道路以外のもの。ただし、維持、修繕のための敷砂利は除く。		
	排水施設	側溝、街渠、管渠、集水ます、その他必要な排水施設。	総合治水対策地域では、浸透ます及び浸透性舗装については補助対象となる。	
	橋梁	都市計画道路にかかるもの、その他特に必要があると認められるもの。		橋梁とは橋長5m以上のものをいいスラブ橋を含む。
	立体交差	都市計画決定したもので、施行者の負担となるべきもの。		立体交差とは、道路相互の立体交差又は鉄道との単独立体交差をいう。
	植樹施設	全て対象とすることができる。	全て対象とすることができるとなっているが、実際の範囲は「参考資料第三」に記する範囲とする。	
	電線共同溝	企業者負担金を除いた費用	道路管理者(将来予定管理者も含む)から施行を受託されたことを証明するもの及び建設負担金協定書の写しを提出すること。(電線共同溝法及び共同溝法による)	
	交通安全施設	歩行者立体横断施設(地下道を含む)、防護柵、照明施設、視線誘導標、その他必要な施設	道路管理者が必要とする区画線(白線)等の交通安全施設については補助対象となり、交通管理者が必要とする交通安全施設については、対象外とする。('道路標識、区画線及び道路標示に関する命令'による。)	
舗装 (工事費)	道路・広場	全て対象とすることができる。	歩道舗装の高品位化については地区の状況によってインターロッキングブロック等の舗装が認められる。	「アスファルト舗装要綱」及び「簡易舗装要綱」によること。「参考資料第四」参照のうえ知事と事前に協議すること。

種別 (分類)	工種	補助対象の範囲	運用上の事項	備考
河川水路 (工事費)	水路	管の内径は原則として70cm未満、開渠又は函渠は原則として内幅又は内法幅1m未満とする。ただし、下水道管理者等との協議により施行者の負担となるべきものとなった場合には、この限りでない。 水路補助対象の範囲：当該水路の管理者(管理者となることが予定されている者を含む。以下同じ)との協議により施行者の負担となるべき水路とは都市下水道事業の国庫補助の対象となる水路の新設若しくは改築で、当該水路管理者との協議の結果、施行者による負担がやむを得ないと認められるものに限る。	左記のただし書きの解釈は、下水道管理者等との協議により施行者負担となるべきものは、管径に関わらず(70cm以上)補助金の対象となる。なお、下水道管理者との協議とは、下水道管理者協議をしたうえ知事との協議で了承されたもの。	
	河川	河川管理者との協議により、施行者の負担となるべきもの。		
公園・緑地 (工事費)	公園・緑地	地区面積の3%を超えて造られる公園及び緑地の範囲内における整地、柵、排水及び植栽等を補助対象とする。 その他、よう壁を補助対象とすることができる。	整地費としては造成工事(築山)を、植栽は公園整備を考慮した低木までを、補助の範囲とする。	
駅前広場 (工事費)	駅前広場	駅前広場区域における6分の1線または土地所有区分線の駅本屋側を除いた部分の工事費を補助対象とする。	ただし、「都市計画による駅前広場の造成に関する協定」第9条に該当する場合を除く。	植栽については、「参考資料第三」参考のうえ、知事と事前に協議すること。
調査設計費 (物件移転補償費)	調査設計費	物件移転補償費の算定補償費総額の2%以内。	当該年度に実施する物件移転に係る調査設計に限る。	
設計監督費 (工事費)	設計費	本工事と付帯工事の合計額の1.5%以内。	当該年度に実施する工事に係る設計に限る。	第二(4)に定める場合においては、設計した工事費の1.5%又は設計契約額のいずれか低いほうの補助基本額をもって補助金額を確定する。
	監督費	本工事と付帯工事の合計額の2%以内。	当該年度に実施する監督費に限る。	
測量費 (工事費)	測量費	測量単価は、m ² 当たり20円以内とする。ただし、街路は幅員の2倍を補助対象とする。	当該年度に実施する測量に限る。	

参考資料第1 軌道移設工事の補助対象の範囲

軌道移設工事の補助対象額(以下「対象額」という)は原則として在来軌道を撤去し、その軌道をそのまま所定の位置に敷設することにより、その軌道が在来の機能を発揮するに必要な経費相当額を限度とする。

ただし、当該軌道の移設工事中又は移設完了後の運転経費において軌道経営者に損失又は受益があると認めた場合は、その損益相当額を対象額に加減するものとする。

なお、対象額は次の事項を参酌して決定するものとする。

- 1 在来軌道を撤去し、その軌道をそのまま所定の位置に敷設するに要する労務費、資材費、損料費はすべて補助対象とする。
- 2 主要資材(軌条、特殊軌条、架線及び信号用電柱、トラスビーム、クロスビーム等)は撤去資材をもって充当することを原則とする。
- 3 主要資材について新品を使用する場合又は主要資材の品質、規格又は構造等を改良しようとする場合は、その材料費は軌道経営者の負担とする。
- 4 撤去した主要資材がその敷設箇所において規格上使用不能となり新品を充当する必要が生じた場合、その新品の購入に要する経費は対象額とする。ただし、この場合使用不能となった撤去品の評価相当額は対象額より差し引くものとする。
- 5 軌条の敷設延長が撤去延長より長い場合は当該増加部分に要する費用は対象額とする。
- 6 消耗資材の補給率は次の基準による。

道路砕石	併用の場合	100%以内
	専用の場合	50%以内
枕木		30%以内
板石		20%以内
軌道付属品	金属製部品	30%以内
	その他の部分	100%以内
トロリー線	スパン線その他の電線	30%以内
電線路関係部品		50%以内
- 7 本事業に必要な諸資材の単価、労務賃金及び歩掛については、おのれの一般公共事業の取扱いに準ずるが、事業の性質上、特殊工事又は夜間作業を必要とする場合は、知事と事前に協議の上特殊歩掛の割増を行うことができる場合がある。
- 8 対象額中の諸雑費は対象額総額の3%以内とする。

参考資料第2 土地区画整理事業施行に伴うガス及び上水道移設補償費の算定基準

- 1 移設補償費は、従来の施設の機能を新しい位置に再現するために必要な経費とする。
- 2 移設にあたっては、埋設物の質的な改良、管の種類の変更、又は管径の増大変更を併せて行う場合、これらの改良に要する経費は、企業者負担とする。
- 3 次の各号にかかげる増加工事については、労務費、資材費およびこれに伴う事業雑費を、移設に必要な工事費として補償の対象とする。
 - (1) 移設に際して、取付の関係上撤去管延長より布設管延長が大となった場合の増加工事。
 - (2) 従来小幅員街路で単線で布設されていたが、施行後の街路交通の保全上、複線で布設しなければならなくなった増加工事。ただし、この場合の増加工事分の管は、必要最小限の管径とする。
 - (3) 換地計画に伴ってやむを得ず新たに埋設管の布設を要する増加工事。
- 4 移設に要する主要資材は、撤去資材で充当することを原則とし、労務費は、撤去及びその敷設に見合う総延長について補償の対象とする。ただし、街路形状の変化、その他の理由によって使用不可能となったものについては、補充を認める。

移設と新設の比較設計において、資材費を含めて新設が移設を下廻る場合は、資材費の補充を認める。
- 5 継手材料、その他の附属資材は、それぞれの必要の度合いに応じて補充を認める。
- 6 移転によって発生した残材がある場合はその評価額を移設費から差引くものとする。

参考資料第3 植樹施設の補助対象の範囲（街路事業事務必携の「道路の付属施設等」の「植栽」参照）

道路植栽は、道路景観、交通の安全性、快適性の向上、大気の浄化、騒音の軽減等良好な環境の確保を図るうえで重要であり、積極的に実施することとするが、実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 樹種は地域の特性、植栽計画の意図にふさわしい樹種を選定するものとし、樹齢の小さなものを大きく育てることを基本に計画すること。
- 2 植栽は、低木、中木、高木とし、高木は樹高4.0mで幹回り(目通り)25cmを補助対象の限度とする。
- 3 駅前広場、歩行者専用道路等で景観等の配慮から、上記によりがたい場合は、事前に別途、都と協議すること。
- 4 植栽の設計、樹種を選定等の詳細については、「道路緑化技術基準・同解説」(日本道路協会)を参照のこと。

参考資料第4 歩行者専用道路及び歩道の特殊な舗装等の補助対象の範囲

歩行者系道路舗装については、アスファルト舗装(透水性アスファルト含む)が一般的に認められているが、近年、歩道をカラー化する地区が増えより質の高い整備が求められている。特にインターロッキングブロック舗装の実施については、次の事項に留意すること。

- 1 実施路線の位置づけ(必要性や整備効果)を明確にする。
- 2 「道路工事設計基準(東京都)」に適合し、「積算基準(東京都)」により積算したものとする。

別表 用地費対応事業経費の範囲

費 目 (対応事業上の分類)		補 助 対 象 の 範 囲	備 考
工 事 費 (工事費)	区画街路築造費	工事費の補助対象とならない街路の築造に要する工事費	
	水路築造費	用排水路の築造に要する工事費	
	区画公園築造費	工事費の補助対象とならない公園の築造に要する工事費	
	橋梁架設費	橋梁架設費に要する工事費	
	整地工事費	施行地区内の整地(土壌汚染対策費用を含む)に要する工事費	
	付帯工事費	工事用道路等事業施行に付帯する雑工事費	
	工事雑費	測量杭等工事に要する雑費(工事費の4%以内)	
調 査 設 計 費 (調査設計費)	事業調査設計費	事業計画の作成及び変更に係る権利調査関係の官公庁照合図書及び測量図書作成に要する経費、事務委託に要する経費	
	工事調査設計費	測量等に要する経費、工事設計図書作成に要する経費、遺跡・土壌等調査に要する経費、工事監督費(本工事と付帯工事の合計額の2%以内)	
	補償調査設計費	補償に関する調査及び算定の調査に要する経費	
	換地設計費	仮換地、換地計画、評価、清算、登記等の設計に要する経費	
機 械 器 具 費 (その他)	機 械 器 具 費	工事用機械器具に要する経費	
法 2 条 2 項 (その他)	工事費・分担金	上・下水道、電気、ガス等土地の利用の増進に資する経費	
法 1 3 5 条 1 項 (その他)	工事費負担金	鉄道、踏切、橋の新設及び変更に要する経費	
移 転 補 償 費 (物件移転補償費)	建 物 移 転 費	物件の移転又は除却に要する経費(事務費の2%を含む)	
	損 失 補 償 費	仮換地指定前における用地借上料及び仮換地指定に伴う損失の補償等に要する経費(立毛補償費等を含む)、仮換地に伴う工事期間中の農地の宅地並み課税差額補填費	
	その他の移転費	換地に伴う移転費	
減 価 補 償 費 (その他)	減 価 補 償 費	用地買収に要する経費	
会 議 費 (その他)	総 会 費	総会における会場借上及び議案の印刷等に要する経費(賄い費等を除く)	
	総 代 会 費	総代会における会場借上及び議案の印刷等に要する経費(賄い費等を除く)	
	理 事 会 費	理事会における議案の印刷及び資料作成等に要する経費(賄い費等を除く)	
事 務 費 (その他)	給 与	役員報酬	
	給 料	直接雇用に係る職員の給料	
	諸 手 当	超過勤務・退職(職員)、執務(役員)、通勤・期末(役員・職員)、その他(評価員・総代員)の手当	
	厚 生 費	社会保険料等	
	旅 費	出張に要する経費(運賃実費、日当)	
	事 務 所 建 設 費	事務所の建設費(仮設で延べ床面積が 200㎡以下のもの)	
	備 品 費	備品購入費(単品で2万円以上のもの)	
	光 熱 食 料 費	水道、電気、ガス料金等(賄い費等を除く)	
	通 信 運 搬 費	郵送及び宅配に要する経費、車輛借上料、電話料金、送金手数料	

費 目 (対応事業上の分類)		補 助 対 象 の 範 囲	備 考
	事務所管理費	事務所修繕費、衛生費、固定資産税、損害保険料、管理人手当、備品修繕費、事務所用地賃借料、事務所賃借料、事務機器借上料等	
	雑 費	訴訟等に要する経費、電話架設費、保留地の販売促進に要する費用(保留地処分に関する評価、宣伝費)等	
管 理 費 (その他)	管 理 費	組管理の公共施設及び保留地等の維持管理に要する経費	
雑 支 出 (その他)	渉 外 連 絡 費	都連合会及び区市町村協議会等の渉外連絡に要する経費、事業施行に関する渉外連絡に要する経費(懇親会費を除く)	
	雑 支 出	事業記念誌作成に要する経費	

(摘要) (1) 補助金対応は、この表の上部より順次対応させるものとする。

(2) 用地費の対応とならないものの例示

飲食費、慶弔費、組合及び区(市)連合会主催の現地視察・研究会等参加に要する経費、出資金、電話加入料